令和７年度　東部教育事務所　学校教育係　運営方針

「学校教育の指針」を基に、信頼される学校づくりを支援します。

１　園・学校経営及び学級経営・生徒指導、教科経営・学習指導等について適切な指導助言に努めます。

○　エージェンシーを発揮する「学校・園経営ビジョン」「非認知能力育成」「学校・園評価」の関連性についての適切な指導助言

○　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「教師が『～させる』授業から、児童生徒が『～する』授業へ」の授業改善や発達支持的生徒指導の充実に向けた指導助言

○　特別支援教育専門相談員やSV、SSW、教育DX推進ファシリテーター等の派遣による専門的な立場からの指導助言

２　教職員の指導力向上を目指し、研修会や協議会等の内容の充実に努めます。

○　授業改善プロジェクト（モデル校事業）の実践推進校や地区別人権教育研究協議会指定校などにおける授業づくり支援の実施

○　学校教育目標の実現に向けた、個別最適で協働的な授業等に資する教育課程研修会の実施

○　特別支援教育や地域学校協働活動等、児童生徒の支援充実に向けた連携・協働に資する会議の充実

３　教育の動向や管内の学校教育の状況を把握し、情報の提供に努めます。

○　群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）に関する情報の提供

○　幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や学びの連続性を意識した小中連携等に関する情報の提供

○　教育の動向、特に学校保健やチーム担任制、部活動地域移行（地域展開）等の教育活動に関する情報の提供